

平成 15年 9月 22日
主 税 局

和解方針（案）

- 1 都は、税率を条例施行当初に遡り 0.9%とする改正条例が成立・施行された後直ちに、既に納付された税額との差額に、法令の定めるところにより、還付加算金を加えて返還する。
- 2 改正条例が成立・施行されたときは、最高裁において次の事項を骨子とする訴訟上の和解をする。
 - (1) 原告は速やかに本件訴えを取り下げ、都及び都知事は取下げに同意する。
 - (2) 訴訟費用は各自の負担とする。

【問合せ先】主税局税制部税制課
03-5388-2908(直通)